

東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策 に係る研究開発の連携強化について (廃炉・汚染水対策チーム会合決定)

平成27年5月21日

東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策に係る研究開発については、政府機関、民間企業、大学等において、基礎・基盤研究から実用化研究に至る様々な研究開発が行われている。

各機関で進められている研究開発を、実際の廃炉作業に効果的に結び付けていくため、以下のとおり、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に「廃炉研究開発連携会議（仮称）」を設置する。その成果等は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が、「廃炉・汚染水対策チーム会合」又は「廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議」に報告する。

1. 主な任務

- ① 各機関における研究開発ニーズについての情報共有
- ② 有望な研究開発シーズについての情報共有
- ③ 廃炉作業のニーズを踏まえた研究開発の調整
- ④ 各機関間の研究開発の協力促進
- ⑤ 各機関の人材育成に係る協力促進

などの諸課題について、関係機関が連携し、国際的な叡智を結集しつつ、総合的かつ計画的に取り組む。

2. 構成

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
独立行政法人 日本原子力研究開発機構
東京電力(株)
技術研究組合 国際廃炉等研究開発機構
プラントメーカー
関連有識者
経済産業省
文部科学省

3. 会議の庶務は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、運営要領で定める。

福島第一原発の廃炉に関する研究開発の司令塔機能を担う原子力損害賠償・廃炉等支援機構に、廃炉研究開発連携会議(仮称)を設置し、以下のとおり連携を促進する。その成果等は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が、「廃炉・汚染水対策チーム会合」に報告する。

- 各機関における研究開発ニーズについての情報共有
- 有望な研究開発シーズについての情報共有
- 廃炉作業のニーズを踏まえた研究開発の調整
- 各機関間の研究開発の協力促進
- 各機関の人材育成に係る協力促進

廃炉・汚染水対策チーム会合

チーム長: 経済産業大臣
事務局長: 経済産業副大臣

報告 ↑

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

(新設)

廃炉研究開発連携会議(仮称)

年2~3回開催。

基礎から実用まで一元的にマネジメント

基礎研究

基盤的研究

応用開発

実用

実際の廃炉作業

大学・研究機関

日本原子力研究開発機構(JAEA)

国際廃炉研究開発機構(IRID)等

東京電力

廃炉研究開発連携会議 構成員

- 浅間 一 東京大学大学院工学系研究科 精密工学専攻 教授
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉等技術委員会 委員
- 飯倉 隆彦 株式会社東芝 電力システム社 理事
- 魚住 弘人 株式会社日立製作所電力システム社原子力担当CEO
- 岡本 孝司 東京大学大学院工学系研究科 原子力専攻長・教授
(廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム拠点大学リーダー)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉等技術委員会 委員
- 小川 徹 長岡技術科学大学 大学院工学研究科 教授
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
廃炉国際共同研究センター センター長
- 小原 徹 東京工業大学 原子炉工学研究所 教授
(廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム拠点大学リーダー)
- 門上 英 三菱重工業株式会社 常務執行役員 原子力事業部長
- 剣田 裕史 技術研究組合 国際廃炉研究開発機構 (IRID) 理事長
- 小山 正史 一般財団法人 電力中央研究所 原子力技術研究所 研究参事
- 田口 康 文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
- 土井 良治 経済産業省大臣官房審議官(エネルギー・技術・廃炉・汚染水担当)
- 松本 純 東京電力(株)福島第一廃炉推進カンパニー バイスプレジデント
- 宮野 廣 法政大学大学院 客員教授
一般社団法人日本原子力学会 福島第一原子力発電所廃炉検討委員会 委員長
- 森山 善範 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 (JAEA) 理事
- 山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 副理事長
(廃止措置等基盤研究・人材育成プログラムPD)
- 渡邊 豊 東北大学大学院工学研究科 量子エネルギー工学専攻教授
(廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム拠点大学リーダー)
- (オブザーバー)
- 馬場 務 原子力規制庁 安全技術管理官(核燃料廃棄物担当) 付
上席技術研究調査官(管理施設・輸送担当)

平成 27 年 7 月 6 日

廃炉研究開発連携会議

廃炉研究開発連携会議運営要領（案）

（会議の運営）

第 1 条 廃炉研究開発連携会議（以下「連携会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営要領の定めるところによる。

（開催）

第 2 条 連携会議は、互選によって指名される議長が招集する。

2 構成員は、議長に連携会議の招集を求めることができる。

（構成員等の出席）

第 3 条 構成員が連携会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

2 議長は、必要に応じ、構成員以外の者を連携会議に出席させることができる。

（会議の公開等）

第 4 条 会議の設置・開催、構成員、議事要旨をウェブページ掲載等により公表する。

2 会議資料は、連携会議での議論の内容等を踏まえて、廃炉・汚染水対策チーム会合又は同事務局会議に報告し、公表する。但し、技術に関する情報など個別利害に直結するもの、または、審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、議長が公開に適さないと認める場合には非公表とすることができる。

（秘密の保持）

第 5 条 構成員、構成員の代理人、議長が指名した者、ならびに本会議に陪席するものは、審議の過程で知りえた秘密を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第 6 条 連携会議の庶務は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）において処理するものとする。

2 構成員のうち有識者に対する謝金及び旅費の支給については、機構の規程によるものとする。但し、辞退があった場合に加え、旅行距離が片道 50 キロメートル以内である場合にあっては旅費を支給しないものとする。

（雑則）

第 7 条 この運営要領に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。